

自己点検・評価報告書作成マニュアル新旧対照表

頁	新	旧
13	<p>[注]</p> <p>1 上表の「設置基準で定める教員数 [イ]」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。</p> <p>2 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 [ロ]」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。 (削除)</p> <p>3 以下 (略)</p>	<p>[注]</p> <p>1 上表の「設置基準で定める教員数 [イ]」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。</p> <p>2 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 [ロ]」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。<u>なお、昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を加算する。</u></p> <p>3 以下 (略)</p>